品川区

平成30年度

中小企業事業資金

融資あっ旋制度のご案内

この制度は、区内中小企業の皆さまが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう
取扱金融機関に対し、区があっ旋をする制度です。

メリット1 低金利

区が利子の一部を補給しますので
低利で融資を受けることができます。

メリット2 信用保証料を補助

東京信用保証協会の保証を利用した場合に
発生する信用保証料の一部を補助いたします。

拡充メニュー

- 小規模企業特別事業資金（あっ旋限度額増額）
- 創業支援資金（あっ旋限度額増額および返済期間の延長）
- 経営支援資金・経営安定化資金の借換え対象資金の拡充

※区が直接資金を貸し付けるものではありません。
※融資実行の可否については金融機関（および信用保証を利用する場合は東京信用保証協会）が審査のうえ判断しますので、
ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

目次

ご利用できる方・資金使途 …… P.1
融資あっ旋利用の流れ …… P.2
融資あっ旋制度資金一覧 …… P.3〜6
創業支援資金のご案内 …… P.7
取扱金融機関一覧 …… P.8
申込みに必要な書類 …… P.9・10
関係機関一覧・納期対応表・マル経融資利子補助 …… P.9・10
よくある質問 …… P.11
融資あっ旋申込書記入要領 …… P.12
融資あっ旋申込書記載例・用紙 …… P.13・14

申込方法

予約制になります
- 予約受付時間：午前９時から午後５時まで（平日）
- 予約電話番号：03-5498-6334

面談は予約制です

申込者

法人の代表者または経営状況・申請内容を把握している社員
個人事業主本人または経営状況・申請内容を把握しているご家族
※代理申請（金融機関や税理士等の方）はできません。

窓口

〒141-0033　品川区西品川1-28-3　品川区立中小企業センター2階
品川区　商業・ものづくり課　中小企業支援係（予約電話番号）
電話 **03-5498-6334**　FAX **03-5498-6338**
http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

1. ご利用できる方

（創業支援資金については別途７ページを参照してください）

① 品川区内に住所を有すること
　法人：品川区内に本社所在地または事業所（注1）を有すること
　個人：品川区内に住民票上の住所または事業所（注1）を有すること
② 引き続き同一事業を１年以上営んでいること（注2）
③ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
④ 許可、認可、届出、資格・免許等の取得が必要な業種の場合、それらの手続きを終えていること
⑤ 税金を滞納していないこと（注3）
　法人：品川区内に本社所在地を有しない場合は、品川区内の事業所に係る法人都民税を納税している、または納税する予定（注4）であること
　個人：品川区内に住民票上の住所を有しない場合は、品川区内の事業所に係る住民税を納税していること
⑥ 下表の事業規模に該当すること

業　種	資本金	従業員（注7）
製造業等（注5）	３億円以下	300人以下（注8）
卸売業	１億円以下	100人以下
サービス業	５千万円以下	100人以下（注9）
小売業・飲食業	５千万円以下	50人以下
医療法人等（注6）	―	300人以下

・法人の場合は資本金か従業員のいずれかが該当すること
・個人の場合は従業員のみ該当すること
・LLP（有限責任事業組合）等は事業の内容にかかわらず対象となりません。

※特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が上記に該当していればご利用いただけます。
ただし、政令特例業種の規模要件は適用されません。

（注1）不動産賃貸業の場合、賃貸物件だけでは事業所とみなしません。
（注2）他区市町村から品川区へ移転された場合、通算されます。また、休眠会社はご利用いただけません。
（注3）分納は未納とみなします。
（注4）品川区内に事業所を移転、または、新たに事業所を設けて、まだ申告・納税期限が来ていない場合。
（注5）建設・運輸・不動産・出版・ソフトウェア・情報処理サービス業等を含みます。
（注6）医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含みます。
（注7）従業員には、家族従業員、役員は含みません。ただしパート・アルバイトは事業の経営上不可欠な人員の場合、従業員に含みます。
（注8）ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）は従業員900人以下。
（注9）旅館業は従業員200人以下。

2. 資金使途

運転資金の例	設備資金の例
商品・材料の仕入れ 人件費の支払い 外注費の支払い 広告宣伝費	機械、車両、什器等の購入 店舗、工場、賃貸物件等の改修・改増築費用 事務所、店舗等の敷金、保証金 ソフトウェアの購入

※対象とならない資金使途

・納税のための資金
・設備資金で既に支払い済みのもの
・個人の資格取得のための資金
・法人の設立費用および資本金や増資資金
・生活資金など、事業と関係のない資金
・借入金の返済　※例外として、区の制度を利用して借換えが可能な場合がございます。詳細はお問い合わせください。

3. 融資あっ旋利用の流れ

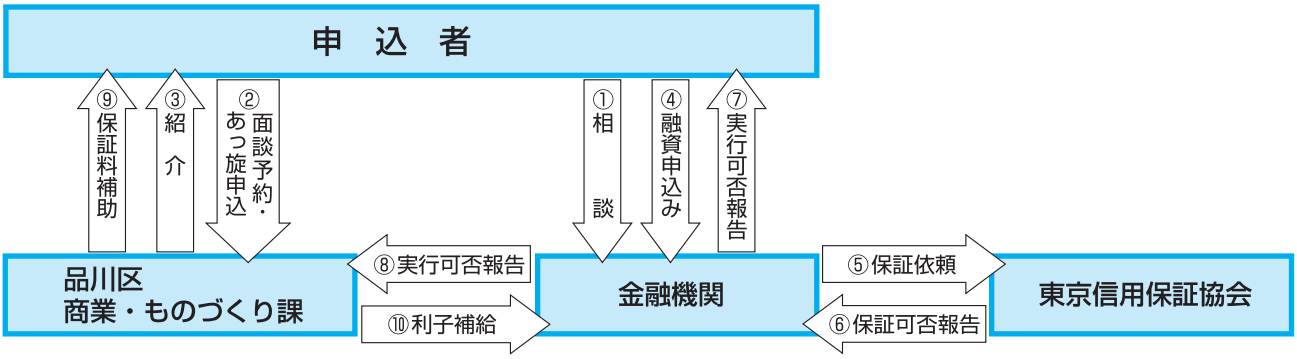

① 取扱金融機関へ借入れの相談をしてください（8ページに取扱金融機関一覧があります）。
② 借入れの際に、区の制度をご利用になることが決まったら、お申込みになる制度に必要な書類を揃えて品川区商業・ものづくり課へ予約の申込みをしてください（あっ旋下限額は50万円、貸付け額は万単位です）。
③ 商工相談員による審査の結果、品川区の融資あっ旋の要件に該当し、かつ、必要書類が揃っていることが確認できた場合、紹介状を即日発行します（事業活性化資金など一部の制度は、後日発行となります）。
④ 紹介状を金融機関へ提出してください。
⑤ 金融機関で審査を行います。また、必要に応じて東京信用保証協会の審査があります。
⑥ 東京信用保証協会が、審査後、金融機関へ保証可否の報告をします。
⑦ 金融機関が、申込者へ融資実行可否の報告をします。
⑧ 金融機関が、品川区へ融資実行可否の報告をします。
⑨ 融資実行後、品川区が申込者へ保証料の補助を行います。

※保証料の補助について

東京信用保証協会の保証付で融資が実行された場合、申込者は東京信用保証協会に信用保証料を支払います。区の融資制度を利用されている申込者には、区が信用保証料の全部または一部を補助します。紹介状発行時に「信用保証料補助制度のご案内」をお渡しいたしますので、必要事項を記入の上、取扱金融機関へ提出してください。後日、区から申込者の指定口座へ直接振り込みます。

【注意】資金使途に旧債務の借換えを含む場合は、補助対象外となります。

⑩ 融資実行後、区が金融機関へ利子補給を行います。

※利子補給

区負担分の利子は、区から金融機関へ直接振り込みます。

○融資実行後に下記事由が生じましたら、直ちに金融機関へご連絡願います。
・事業所の所在地、代表者などが変更になった場合
・個人事業主から法人化をした場合
・条件変更が行われた場合（繰り上げ完済、一部繰り上げなど）
○返済方法は元金均等月賦償還のみとなりますのでご注意ください。
○次のいずれかに該当した場合は、品川区融資あっ旋制度の対象外となり融資完済前でも利子補給を停止します。
(1) 法人：本社所在地と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
　個人：住民票上の住所と事業所所在地の双方とも品川区外となったとき
(2) 代位弁済が行われたとき
(3) 金融機関が債権回収会社等に債権を譲渡したとき
(4) 取扱支店が品川区の取扱外支店へ変更になったとき
(5) 虚偽による申込が判明したとき
(6) 事業を廃業したとき（法人を解散したときも該当します）
(7) 融資実行後に利用制度の対象条件に合致しないことが判明したとき

なお、利用対象外となった融資の取扱（返済額、利率等）は、取扱金融機関へ相談してください。

東京信用保証協会とは
中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。

品川区融資あっ旋制度資金一覧

（利率は平成30年4月1日現在のものです）

No.	制度資金名	資金使途	あっ旋限度額	利率		返済期間（うち据置月数）
				本人負担	表面［利子補給］	
1	拡充 小規模企業特別事業資金 ＜小口零細企業保証制度＞	設備／運転	2,000 万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	1.6%以内 ［3年目まで 1.6% 4年目以降 1.4%］	5年以内（6か月）
2	事業設備資金	設　備	3,000 万円	0.6%以内	1.8%以内［1.2%］	7年以内（6か月）
3	事業運転資金	運　転	2,000 万円	0.6%以内	1.8%以内［1.2%］	5年以内（6か月）
4	事業承継支援資金	設備／運転	2,000 万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.6%以内	1.8%以内 ［3年目まで 1.8% 4年目以降 1.2%］	7年以内（6か月）
5	事業活性化資金	設備／運転	4,000 万円	0.6%以内	1.8%以内［1.2%］	7年以内（6か月）
6	環境対策資金	設　備 区内に導入するものに限る	1,500 万円	0.2%以内	1.8%以内［1.6%］	7年以内（6か月）

※1【**責任共有制度とは**】　従来、原則100%保証であった保証付融資について、一部の保証を除き、金融機関が一定のリスクを負担し、信用保証協会と金融機関とが連携して適切な中小企業支援を行えるようにした制度のことです。責任共有制度が導入された平成19年10月以降は、原則として信用リスクの80%を信用保証協会が保証し、残りの20%を金融機関が負担することになっています。ただし、特定の保証については責任共有制度の対象外となり、信用保証協会の100%保証となります。品川区融資あっ旋制度においても、責任共有制度の対象となる制度と対象外の制度があります。

	保証料補助率	責任共有制度（※1）	対象・資格
	全額補助	対象外	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記の条件を満たす方（特定非営利活動法人（NPO法人）を除く） ・常時使用する従業員が右記の人数であること　｛卸売業・サービス業・小売業（飲食業含む）は5人以下 ｛上記以外の業種は20人以下 ※ 既に信用保証協会からの保証付融資残高がある場合には**2,000万円**から差し引かれます
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当すること
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当すること
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記の①②のいずれかを満たす方 ① 事業の承継を3年以内に行う見込みを有する方 ② 事業を承継してから5年を経過していない方 ＜ご利用の際の注意点＞ ① 申込者自身で承継前後の計画を立て、最終的には事業承継計画書・事業計画書（区指定様式）を提出してください。 ② 紹介状の発行までには、複数回の面談が必要となります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
	１／２	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①～④のいずれかに該当すること ① 大型店対策等のための店舗改装や、工場の移転など　③ 新製品・新技術の開発 ② 事業の多角化　④ その他、経営の合理化や生産性の向上を目指したIT化 ＜ご利用の際の注意点＞ ① 事前に商工相談員による経営診断、現地調査を行います。 ② 紹介状は後日発行となります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①～⑥のいずれかに該当すること ① 公害防止のための設備導入、既存設備の改善（品川区環境課が現地調査を行います） ② 低公害車の導入 ③ ISO14000シリーズの認証取得、維持　⑤ アスベストの除去など（分析業者によるアスベスト分析が必要） ④ 省エネルギー・リサイクル設備の改善・導入　⑥ その他環境関連設備の改善・導入 ＜ご利用の際の注意点＞ 紹介状は後日発行となる場合があります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。

No.	制度資金名	資金使途	あっ旋限度額	利率		返済期間（うち据置月数）
				本人負担	表面［利子補給］	
7	経営支援資金 <5号認定必要型> （※2）	設　備 設備／運転（併用） 運　転	2,500 万円 ※ただし運転の場合は1,500万円	3年目まで 無利子 4年目以降　0.2%以内	1.6%以内 ［3年目まで 1.6% 4年目以降 1.4%］	7年以内（6か月） ※ただし運転のみの場合は5年以内（6か月）
8	経営安定化資金 <5号認定必要型> （※2）	設備／運転	3,000 万円	0.6%以内	1.8%以内［1.2%］	10年以内（12か月）
9	商店街活性化資金	設備／運転	1 億円	0.2%以内	1.8%以内［1.6%］	10年以内（12か月）
10	団体事業資金	設備／運転	3,500 万円	0.6%以内	1.8%以内［1.2%］	7年以内（6か月）
11	ワークライフバランス企業支援資金	設備／運転	1,000 万円	0.2%以内	1.8%以内［1.6%］	7年以内（6か月）

※2【5号認定とは】
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、業績の悪化している指定業種に属し、売上が減少している中小企業者を認定する制度です。

	保証料補助率	責任共有制度（※1）	対象・資格
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、「5号認定」※2を受けている方 ＜ご利用の際の注意点＞ ① 経営支援資金を「設備／運転（併用）」で申し込む場合でも、運転資金としての限度額は1,500万円となります。また、経営支援資金の限度額は設備のみ、併用、運転のみのすべての合計で2,500万円となります。 ② 過去にあっ旋した経営支援資金「設備／運転（併用）」の融資残高は、2回目以降の経営支援資金のお申込みの際、経営支援資金「運転のみ」の融資残高としてみなします。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
			経営支援資金は区融資制度を利用している借入金を借換えることができます。 ＜借換えの際の注意点＞ ① 借換えの対象資金は本パンフレット3～6ページ記載のNo.1～3、No.7～8の制度資金のみです。 ② 借換えをする場合、保証料の補助はありません。 ③ 申込書の「借換の有無」欄に「あり」と記入し、受付時に借換え希望であることを申し出てください。
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、「5号認定」※2を受けている方 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
			経営安定化資金は区融資制度を利用している借入金を借換えることができます。 ＜借換えの際の注意点＞ ① 借換えの対象資金は本パンフレット3～6ページ記載のNo.1～3、No.7～8の制度資金のみです。 ② 借換えをする場合、保証料の補助はありません。 ③ 申込書の「借換の有無」欄に「あり」と記入し、受付時に借換え希望であることを申し出てください。
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①②のすべてに該当すること ① 商店街組合等が地域の商業環境を改善するため、施設等の設置または改善するものであること ② 商店街の活性化を図るものであること ＜ご利用の際の注意点＞ ① 通算のあっ旋限度額が1億円となります。同資金を完済または返済中の場合は「1億円－既に融資を受けた合計額」が申込み限度額となります。 ② 紹介状は後日発行となる場合があります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
	なし	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記①～③のいずれかに該当すること ① 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体（信用協同組合を除く） ② 商店街振興組合法の商店街振興組合または商店街振興組合連合会 ③ 企業の共同化など企業の近代化を図るものと認められる団体 ＜ご利用の際の注意点＞ ① 資金使途は、共同事業に必要な品川区内の施設等の新設または改善を目的とする場合に限ります。 ② 2回目以降の申し込みの場合、前回利用した融資が完済していること。 ③ 紹介状は後日発行となります。 ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。
	２／３	対象（原則）	1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記①②のすべての条件を満たす方 ① 次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていること ② 一般事業主行動計画に定めた施策を実行していること、または実行するための準備を行っていること ※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。

創業支援資金のご案内

紹介状を発行するまでには、複数回の面談が必要となり、お時間がかかります。あらかじめご了承のうえ、お申し込みをご検討ください。

制度資金名	資金使途	あっ旋限度額	利　率		返済期間（うち据置月数）	保証料補助率
			本人負担	表面［利子補給］		
拡充 創業支援資金	設備／運転	2,000万円	初めての創業の場合 0.2%以内 第二創業の場合 0.7%以内	初めての創業の場合 1.6%以内［1.4%］ 第二創業の場合 1.8%以内［1.1%］	10年以内（12か月）	初めての創業の場合 全額補助 第二創業の場合 1／2

特定創業支援事業者として区から認定を受け、かつ初めての創業の場合、3年間無利子になります（4年目以降0.2%以内負担）

申込み方法

STEP1	創業支援資金のあっ旋をご希望の方は、ご予約のうえご来所してください。 商工相談員と面談をします。 【予約受付電話番号：商業・ものづくり課　中小企業支援係　03-5498-6334】 ＜商工相談員との面談内容＞ ①創業支援資金あっ旋の申込要件に該当するか確認します。 ②該当する方には、あっ旋を受けるために必要な今後の手続きを説明します。
STEP2	商工相談員のアドバイスを受けながら、申込者自身で創業までの計画を立ててください。 最終的には創業計画書（区指定様式）を含め、必要書類を提出してください。 商工相談員による確認ができましたら、取扱金融機関あての紹介状を発行します。
STEP3	紹介状を取扱金融機関へご提出ください。取扱金融機関で審査を行い、融資の可否が決まります。 なお、信用保証を利用する場合は、東京信用保証協会による審査も行われます。 ※東京信用保証協会の判断により、100%保証または80%保証のどちらかになります。

申込対象

初めての創業	・企業の代表者でない者が品川区内に創業する場合 ・企業の代表者でない者が品川区内に創業し、事業を継続して5年以内の場合
第二創業	・すでに企業の代表者で、既存の事業とは別に、品川区内で創業する場合 ・すでに企業の代表者で、既存の事業とは別に、品川区内で創業し、事業を継続して5年以内の場合

※個人事業主として創業予定の方は、創業に必要な資金総額の1／3以上の自己資金が必要になります。
〔例〕創業に必要な資金総額が300万円でしたら、100万円以上の自己資金が必要になります。

申込対象外となる場合

①品川区内で創業後、品川区外に移転した場合
②法人設立により創業後、代表者が変更となった場合
③東京信用保証協会の保証対象業種でない業種を営む場合
④本パンフレット1ページの「ご利用できる方」の⑥に該当しない事業規模である場合
⑤申込時点での税金を滞納している場合（分納は未納とみなす）
⑥この資金を返済中の場合

特定創業支援事業

事業内容…経営・財務・人材育成・販路開拓に関する指導
優遇措置…株式会社等を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減ほか
※詳細はお問い合わせください。

取扱金融機関一覧表

金融機関名	支店名	住　所	電話番号
みずほ銀行	品川支店	品川区南品川2-2-7	3474-2401
	芝　支　店	港区芝5-34-7	3453-5157
	五反田支店	品川区西五反田1-27-2	3492-4541
	大井町支店	品川区大井1-6-6	3774-0111
	戸越支店	品川区戸越4-9-15	3783-6521
	目黒支店	品川区上大崎3-1-1	3441-5130
	大森支店	大田区山王2-5-13	3774-5111
	馬込支店	大田区東馬込2-11-1	3773-0371
	高輪台支店	港区高輪3-8-15	3445-0231
	荏原支店	品川区荏原4-4-7	3783-6111
	大崎支店	品川区大崎1-6-3	3495-8011
三菱UFJ銀行	五反田支店	品川区西五反田2-19-3	3492-7151
	小山支店	品川区小山3-2-11	5722-8141
	目黒駅前支店	品川区上大崎3-1-1	3491-4556
	大森支店	大田区山王2-3-10	3771-0161
	荏原支店	（相談･受付は五反田支店）	
	大井町支店	品川区大井1-6-8	3774-0799
	品川駅前支店	港区港南2-16-2	6716-1001
	五反田駅前支店	品川区西五反田2-19-3	3492-9461
	大井支店	品川区大井1-6-8	3774-1511
	大森駅前支店	大田区山王2-3-10	3771-0161
	目黒支店	品川区上大崎3-1-1	5496-3811
三井住友銀行	五反田支店	品川区東五反田1-14-10	3443-6611
	旗ノ台支店	品川区旗の台1-4-15	3785-3011
	洗足支店	目黒区洗足2-19-3	3714-4151
	荏原支店	品川区豊町6-1-11	3781-0191
	三田通支店	港区芝5-28-1	3453-1551
	目黒支店	品川区上大崎4-1-5	3491-3121
	大森支店	大田区山王2-3-4	3771-2132
りそな銀行	品川支店	品川区南品川5-6-6	3474-0511
	大森支店	大田区大森北1-30-3	3763-3311
	目黒駅前支店	品川区上大崎3-2-1	3443-6651
	五反田支店	品川区西五反田1-23-9	3492-3957
千葉銀行	品川支店	港区港南2-16-2 （太陽生命品川ビル20階）	5783-3911
東京都民銀行 ※平成30年5月～きらぼし銀行	五反田支店	品川区西五反田1-29-1	5437-0051
	武蔵小山支店	（相談･受付は五反田支店）	
	大森支店	大田区中央1-7-1	3772-7151
横浜銀行	品川支店	品川区南品川2-3-6	3472-3911
	五反田駅前支店	品川区東五反田1-11-15	3441-8241
	大森支店	品川区南大井6-26-1	3298-7080
静岡銀行	大井町支店	品川区大井1-6-3	3775-0611
阿波銀行	蒲田支店	大田区蒲田5-15-8	3730-8021
東日本銀行	荏原支店	品川区中延2-6-19	3783-7611
	大崎支店	品川区大崎3-6-11	3494-7161
	戸越支店	品川区戸越6-9-8	3784-3550
	立会川支店	品川区東大井2-23-4	3763-5351
	三田支店	港区三田3-9-7	5443-8217
	蒲田支店	大田区南蒲田1-1-25	3733-2281

金融機関名	支店名	住　所	電話番号
八千代銀行 ※平成30年5月～きらぼし銀行	目黒支店	港区白金台3-19-1	5449-6761
湘南信用金庫	小山支店	品川区小山4-5-4	3783-8111
	本門寺前支店	大田区池上6-3-8	3751-5171
さわやか信用金庫	品川支店	品川区北品川1-22-15	3471-4791
	荏原支店	品川区旗の台2-9-15	3783-3126
	大井支店	品川区西大井2-20-12	3777-4401
	戸越公園支店	品川区戸越5-7-18	3786-3710
	戸越銀座支店	品川区戸越1-15-15	3783-6511
	目黒支店	目黒区下目黒1-1-11	3492-6541
	立会川支店	品川区南大井4-2-5	3764-7101
	北馬込支店	大田区北馬込2-47-1	3778-2291
東京シティ信用金庫	小山支店	品川区荏原3-6-11	3783-5151
芝信用金庫	荏原町支店	品川区中延6-6-4	3784-1311
	高輪支店	港区高輪2-3-20	3441-8201
	西小山支店	目黒区原町1-14-17	3711-7611
	不動前支店	品川区西五反田4-4-9	3493-1611
	大井支店	品川区二葉1-10-11	3783-3111
	大森支店	大田区山王3-14-18	3771-3161
	平和島支店	大田区大森北3-31-11	3767-1941
	長原支店	大田区上池台1-15-6	3726-6151
	大森駅前支店	品川区南大井6-24-9	3762-8111
	小山支店	品川区小山3-1-6	3713-9146
西武信用金庫	五反田支店	品川区東五反田1-25-13 （神野商事ビル2階）	3445-3511
城南信用金庫	本　店	品川区西五反田7-2-3	3493-8111
	品川支店	品川区南品川1-4-25	3471-3171
	大井支店	品川区大井1-6-10	3774-1051
	荏原支店	品川区西中延1-4-16	3786-1131
	大崎支店	品川区大崎2-6-11	3491-8771
	西大井支店	品川区西大井1-3-3-101	3773-8511
	立会川支店	品川区南大井4-6-1	3298-3341
目黒信用金庫	二葉支店	品川区二葉3-2-12	3785-7811
	洗足支店	目黒区洗足2-26-5	3783-5651
	不動前支店	品川区小山台1-11-16	3792-6531
	西小山支店	品川区小山6-21-18	3787-5411
	荏原支店	品川区中延2-9-9	3783-4211
商工組合中央金庫	大森支店	大田区大森北1-1-10	3763-1251
共立信用組合	中延駅前支店	品川区東中延2-10-12	3783-6481
	戸越支店	品川区戸越5-4-3	3783-8211
大東京信用組合	戸越支店	品川区戸越2-6-1	3786-5121
	品川駅東口支店	港区港南2-3-1	3474-8326
	目黒支店	目黒区下目黒6-18-25	3711-5656
	荏原町駅前支店	品川区中延5-1-1	3786-8161
	品川支店	品川区南品川2-17-6	3474-1333
	大井支店	品川区大井1-23-7	3773-1536
第一勧業信用組合	目黒支店	品川区上大崎3-2-1	3445-0721
	大森駅前支店	品川区南大井6-27-25	3766-5321

申込みに必要な書類 【全資金共通】

・お持ちいただいた書類は、融資あっ旋申込書以外、すべて返却します。
※No2～8はコピー可（原本をお持ちいただいた場合は、審査後ご返却します。）
・申込者の状況により、このページに記載以外の書類の提示を求める場合があります。

法 人

No	チェック	書 類	備 考
1	□	融資あっ旋申込書 （区所定様式）	・本パンフレット14ページ（品川区ホームページにも掲載） ・必要事項を記入のうえ、申込み時に持参 ※申込書の書き方は【12～13ページ申込書記入例】を参照のこと
2	□	履歴事項全部証明書	・法務局（登記所）で発行　※申込日より3ヶ月以内に発行したものに限る
3	□	法人税の確定申告書 および 決算書一式	・直近の2期分 ・税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付） ・別表、法人事業概況説明書、勘定科目内訳表等を含めた一式すべて
4	□	許可、認可、届出、 免許、資格証等	・すべての事業所分の許認可証が必要 ※事業に必要な許認可等の有無について不明な場合は、事前に所管官庁等に確認のこと
5	□	見積書	・資金使途が設備資金の場合に必要 ※発行元の記名押印があり、有効期限内で宛名記載のものに限る
6	□	法人事業税納税証明書 および 法人都民税納税証明書	・どちらも都税事務所で発行 ・直近期のもの ※法人事業税が非課税の場合でも必要 ※都外から移転してまだ都税の申告をしていない場合は、移転前の道府県税の納税証明書が必要
7	□	法人事業税・法人都民税の 申告書一式 または 事業開始等申告書提出済 証明書	・本社が品川区外で事業所等が品川区にある場合に必要 ・品川区へ移転または新たに事業所等を開設後、都税の申告をしていない場合に必要 ※法人事業税・法人都民税の申告書には、「均等割額に関する明細書」を必ず添付すること また、都税事務所の受付印が確認できること（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付） ※事業開始等申告書提出済証明書は都税事務所で発行
8	□	特定非営利活動法人促進法 第28条に規定する 事業報告書等	・特定非営利活動法人のみ下記の書類が必要 ⑴事業報告書 ⑵計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ⑶年間役員名簿 ⑷社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ※事業報告書等については原則として、提出先の所轄庁の収受印のあるもの

関 係 機 関 一 覧

名 称	住 所	電 話 番 号
品川税務署	港区高輪3-13-22	3443-4171（代）
荏原税務署	品川区中延1-1-5	3783-5371（代）
東京都品川都税事務所	品川区広町2-1-36（品川区総合庁舎 2F）	3774-6666（代）
東京法務局品川出張所	品川区広町2-1-36（品川区総合庁舎 1F）	3774-3446（代）
東京信用保証協会　五反田支店	品川区東五反田2-10-2（東五反田スクエアビル 4F）	5447-8250（代）
東京信用保証協会創業アシストプラザ	中央区八重洲2-6-17	3272-2279（ダイヤルイン）
東京商工会議所品川支部	品川区西品川1-28-3	5498-6211（ダイヤルイン）

個　人

No	チェック	書　類	備　　考
1	□	融資あっ旋申込書 （区所定様式）	・本パンフレット14ページ（品川区ホームページにも掲載） ・必要事項を記入のうえ、申込み時に持参 ※申込書の書き方は【12～13ページ申込書記入例】を参照のこと
2	□	所得税の確定申告書 および 決算書一式	・直近の2期分 ・税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」）を添付）
3	□	許可、認可、届出、 免許、資格証等	・すべての事業所分の許認可証が必要 ※事業に必要な許認可等の有無について不明な場合は、事前に所管官庁等に確認のこと
4	□	見積書	・資金使途が設備資金の場合に必要 ※発行元の記名押印があり、有効期限内で宛名記載（屋号もしくは事業主名をフルネームで記載）のものに限る
5	□	個人事業税納税証明書	・都税事務所で発行 ※申込月によって確認する納期が異なるので注意。下表「納期対応表」を参照のこと ※個人事業税が非課税の場合は不要 ※都外から移転してまだ都税の申告をしていない場合は、移転前の道府県税の納税証明書が必要
6	□	住民税（居住地用）の 納税証明書 または 非課税証明書	・居住地の自治体で発行 ※納付した時の領収書では受付不可 ※申込月によって確認する納期が異なるので注意。下表「納期対応表」を参照のこと
7	□	住民税（事業所用）の 納税証明書 または 非課税証明書	・居住地が品川区外で店舗等が品川区内にある場合に必要 ・品川区役所税務課（本庁舎4階）、または各地域センターで発行

納　期　対　応　表

個人事業税		住民税	
申込月	納　期	申込月	納　期
平成30年　4月～　9月	平成29年度1・2期分	平成30年　4月～　7月	平成29年度全期分
平成30年10月～12月	平成30年度1期分	平成30年　8月～　9月	平成30年度1期分
平成31年　1月～　3月	平成30年度1・2期分	平成30年10月～11月	平成30年度1・2期分
		平成30年12月～平成31年2月	平成30年度1～3期分
		平成31年　3月	平成30年度全期分

品川区によるマル経融資利用者支援策

マル経融資利子補助

東京商工会議所品川支部があっ旋する日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用する区内中小企業への利子補助を行っています。

※マル経融資に関するお問い合わせ　　東京商工会議所品川支部　電話 5498−6211

よくある質問

Q1 紹介状の有効期限について

A 「紹介状」の発行日から１か月以内に金融機関での受付を済ませてください。

※ 「経営支援資金」や「経営安定化資金」など、5号認定書を添付して金融機関に申込みをする融資制度については、5号認定書に関し紹介状とは別の有効期限（認定日から30日以内に保証協会で受付）がありますのでご注意ください。認定書の有効期限は、認定書の下部に記載されています。

Q2 不動産賃貸業の事業所要件について

A 品川区融資あっ旋制度の利用条件の一つに「品川区内に事業所を有すること」（1ページ参照）がありますが、原則として不動産賃貸物件（アパート、マンション、駐車場など）は事業所とはみなしません。

※ 個人の場合、自宅を事業所とみなしますので、住民票上の住所が品川区外、不動産賃貸物件が品川区内にある方は、品川区の融資あっ旋制度は利用できません。

※ 法人の場合、本社と事業所の双方とも品川区外の場合、不動産賃貸物件のみが品川区内にあっても、品川区のあっ旋制度は利用できません。

Q3 不動産賃貸業で賃貸物件が複数の共有名義になっている場合の申込み方法について

A 複数の共有名義の場合、必要書類は共有名義者全員分をご用意ください。また、申込書の申込者名は、名義者の中の一人（品川区内居住者）の名前をご記入いただきますが、売上額は名義者全員の合計額をご記入いただきます。なお、共有名義者は連帯債務者としてお申込みしていただきます。

※ 共有名義者全員が申し込む制度資金の利用条件を満たしていることが、あっ旋の条件になりますので、ご注意ください。

例①「小規模企業特別事業資金」で申込む場合
信用保証協会の保証付融資残高と融資申込予定額の合計額は、連帯債務者全員で2,000万円以下であること。

例②「経営支援資金」「経営安定化資金」の5号認定が必要となる制度の場合
全員が5号認定を受けることができること。

Q4 保証協会の信用保証制度の付与について

A ①「小規模企業特別事業資金」については小口零細企業保証制度（全国統一保証制度）、「経営支援資金」および「経営安定化資金」はセーフティネット保証制度による東京信用保証協会の保証を利用することが必要となります。

②「小規模企業特別事業資金」、「経営支援資金」、「経営安定化資金」の3つの資金以外については、信用保証協会の保証を付与せず、取扱金融機関のプロパー融資としても構いません。

Q5 連帯保証人や担保の設定について

A 申込者と取扱金融機関との協議、または申込者と東京信用保証協会との協議により、必要に応じて決めてください。

Q6 借換えについて

A ＊ 旧債務の借換えを行うことができる制度は、経営支援資金と経営安定化資金のみです。ただし、対象となる旧債務は区の融資あっ旋制度のうち、小規模企業特別事業資金、事業設備資金、事業運転資金、経営支援資金、経営安定化資金となります。

＊ 経営支援資金（設備・運転併用）はすべて経営支援資金（運転）の残額としてみなします。

＊ 借換えた場合は、信用保証料の補助はありません。

融資あっ旋申込書 記入要領

（申込書は14ページにあります）

融資あっ旋申込書のご記入に当たっては、下記記入要領と13ページの記入例をご参考に、太枠内をすべてご記入ください。

① 法人は会社名、個人は屋号を記入してください。
② 法人は本社住所、個人は自宅住所を記入してください。
③ 事業所または店舗住所を記入してください。
④ 法人は代表者名、個人は事業主名を記入してください。
⑤ 事業を開始した日を記入してください。
⑥ 法人の設立日を記入してください（最初から法人で事業を開始した場合は創業日と同じ日になります）。
※個人の方は記入の必要はありません。
⑦ 法人は役員数、従業員数、パート・アルバイト等の臨時従業員数を記入してください。
個人は従業員数、家族従業員数、パート・アルバイト等の臨時従業員数を記入してください。
⑧ 業　　種：一般的な業種名を記入してください（製造業、小売業、飲食業、サービス業 等）。
取扱品目：主として取扱をされている製品名等を記入してください。
（例1） 業種：小売業　　取扱品目：野菜、果物
（例2） 業種：飲食業　　取扱品目：居酒屋
（例3） 業種：サービス業　　取扱品目：美容院
（例4） 業種：情報通信業　　取扱品目：ソフトウェア受託開発 等
⑨ 主な得意先を記入してください。1社でも、複数社でも結構です。
法人向け販売ではない場合は「一般客」と記入してください。
回収状況は回収方法の割合を記入してください。おおよその数字で結構です。
⑩ 主な仕入先を記入してください。1社でも、複数社でも結構です。
支払状況は支払方法の割合を記入してください。おおよその数字で結構です。
⑪ 申込前月（前月が未集計の場合は前々月）までの1年間の月別の売上高を記入してください。
※法人の決算期間や個人の確定申告期間の1年間ではありません。
⑫ ⑪で記入した1年間の月平均売上高を記入してください。
⑬ ⑪で記入した期間の前年の12か月の月平均売上高を記入してください。
（記入例の場合、平成28年4月～平成29年3月が前年同期間になります。）
⑭ 現在金融機関から事業用に借入している借入金の内訳を記入してください。
同じ金融機関から複数の借入がある場合は金額を合計して記入してください。
その場合、期間の記入は不要です。書ききれない場合は別紙に記入し、添付してください。
⑮ 今回借入を希望する金融機関を記入してください。金融機関は必ず事前に決めてください。
取扱金融機関は8ページ「取扱金融機関一覧」を参照ください。
⑯ 資金の使いみちの具体的内容を記入してください。
記入する内容については1ページ「資金使途」を参考にしてください。
⑰ 今回の借入での借換えの有無を記入してください。
※借換えできる制度については3～4ページ「融資あっ旋制度資金一覧」を、借換えについては11ページ「よくある質問」Q6を参照ください。
⑱ 今回希望する制度資金名、申込金額、返済希望月数を記入してください。
※制度資金名は、申込する制度資金を3～7ページから選択してご記入ください。

申込書記載例

どちらかに丸を付けてください。

法人・個人

品川区中小企業事業資金融資あっ旋申込書

品川区の融資あっ旋を受けたいので、必要書類を添えて以下のとおり申込みます。
融資あっ旋を受けるに当たっては、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度のご案内」等により、利子補給停止となる条件を確認しました。

太枠の中を記入してください（記入例を参考に該当する項目はすべて記入してください）

紹介番号　　認定番号

			申込日	平成 30 年 4 月 1 日		
①	借入申込人	フリガナ / 個人：屋号 法人：会社名	カ）シナガワセイサクショ / （株）品川製作所	個人：創業日（元号）	S H 年 月 日	⑤
				法人：設立日（元号）	S （H） 8 年 11 月 1 日	⑥
②		住所 個人：自宅住所 法人：本社登記地	〒 140-0005 品川区広町2-1-36	電話 1234-5678	FAX 2345-6789	
③		事業所または店舗住所	〒 141-0033 品川区西品川1-28-3	電話 3456-7890	FAX 4567-8901	
④		フリガナ / 法人：代表者名 個人：事業主名	シナガワ タロウ / 品川 太郎	生年月日	大（昭）平 46 年 8 月 21 日 46才	
⑦		従業員	役員 2人 従業員 1人 家族従業員 人 パート・アルバイト等 3人	資本金（法人のみ）	1,000 万円	
⑧		事業内容	業種 製造業 取扱品目 電気部品	決算日（法人のみ）	月 日	
⑨	得意先	（株）尾徳井産業	回収状況 掛売 70 % 現金 30 %	仕入先	（株）氏井礼電気	支払状況 掛仕入 % 現金 100 % ⑩

⑪ 申込前月までの1年間の月別売上高

平成 29 年 4 月	平成 29 年 7 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 1 月	左記1年間の月平均 ⑫
3,505 千円	3,202 千円	2,250 千円	3,895 千円	4,163 千円
平成 29 年 5 月	平成 29 年 8 月	平成 29 年 11 月	平成 30 年 2 月	前年同期間の月平均
5,604 千円	3,925 千円	5,365 千円	4,560 千円	⑬ 4,476 千円
平成 29 年 6 月	平成 29 年 9 月	平成 29 年 12 月	平成 30 年 3 月	
4,750 千円	3,748 千円	6,713 千円	2,450 千円	

⑭ 借入金内訳

借入先	当初借入金額	30 年 3 月末残高	期間	月返済額
品川銀行品川支店	1,000,000 円	152,000 円	25 年 11 月～ 30 年 10 月	16,000 円
広町信用金庫広町支店	3,000,000 円	1,000,000 円	26 年 12 月～ 31 年 11 月	50,000 円
	円	円	年 月～ 年 月	円

⑮ 借入希望金融機関：品川 （銀行 / 信用金庫 / 信用組合） 品川 支店

⑯ 資金使途：（設備）　（運転）仕入、外注費、給与支払

⑰ 借換えの有無：あり （なし）

制度資金名	申込金額	返済希望月数 据置	返済希望月数 返済
（例）小規模企業特別事業資金	2,000 万円	6 か月	54 か月 ⑱
	万円	か月	か月
	万円	か月	か月

法人・個人

品川区中小企業事業資金融資あっ旋申込書

品川区の融資あっ旋を受けたいので、必要書類を添えて以下のとおり申込みます。
融資あっ旋を受けるに当たっては、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度のご案内」等により、利子補給停止となる条件を確認しました。

太枠の中を記入してください（記入例を参考に該当する項目はすべて記入してください）

紹介番号　　認定番号

申込日	平成　年　月　日					
個人：創業日（元号）	S H　年　月　日					
法人：設立日（元号）	S H　年　月　日					
借入申込人	フリガナ					
	個人：屋号 法人：会社名					
	住所 個人：自宅住所 法人：本社登記地	〒	電話		FAX	
	住所 事業所または店舗住所	〒	電話		FAX	
	フリガナ		生年月日	大 昭 平　年　月　日　才		
	法人：代表者名 個人：事業主名					
	従業員	役員　人　従業員　人　家族従業員　人　パート・アルバイト等　人	資本金（法人のみ）	万円		
	事業内容	業種　取扱品目	決算日（法人のみ）	月　日		
得意先	回収状況 掛売　% 現金　%	仕入先	支払状況 掛仕入　% 現金　%			

申込前月までの1年間の月別売上高				左記1年間の月平均
平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	千円
千円	千円	千円	千円	
平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	前年同期間の月平均
千円	千円	千円	千円	
平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	平成　年　月	千円
千円	千円	千円	千円	

借入金内訳	借入先	当初借入金額	年　月末残高	期間	月返済額
		円	円	年　月～　年　月	円
		円	円	年　月～　年　月	円
		円	円	年　月～　年　月	円

借入希望金融機関	銀行 信用金庫 信用組合　支店	制度資金名	申込金額	返済希望月数 据置	返済
			万円	か月	か月
資金使途	（設備） （運転）		万円	か月	か月
借換えの有無	あり　なし		万円	か月	か月

区取扱者	係員		相談員	

納税	事業税		都民税 住民税	

保証付融資残高	千円

相談事業のご案内

無　料
予約制

▶ 経営相談・創業相談・経営診断
区の商工相談員（中小企業診断士）が経営・創業に関するご相談をお受けします。
また、必要に応じて現地に相談員を派遣し、経営診断を行います。

▶ 事業承継訪問相談
専門家「事業承継士」が事業承継に関するご相談を無料でお受けします。

▶ 企業法務相談
弁護士が企業経営者や企業法務担当者の方が抱える企業法務全般（債権回収、労使問題、クレーム対応など）についてご相談をお受けします。

▶ 特許相談
弁理士が特許・実用新案・意匠・商標の出願手続き、諸外国の制度や知的財産権全般についてご相談をお受けします。

▶ 海外ビジネス相談
海外取引全般（販路開拓、進出、契約、現地会社設立など）のご相談をお受けします。

▶ 発注相談（製造業対象）
区の商工相談員が外注先をお探しの企業のご希望をお伺いした上で、区内中小製造業者をご紹介いたします。

情報発信のご案内

▶ しながわ産業ニュースの発行
産業情報誌を年5回（５月・８月・10月・１月・３月）、発行しています。
セミナーや講演会、各種助成金などのほか、会社経営に役立つ情報を掲載しています。

▶ 中小企業の景況調査
区内中小企業の景気動向の事態を把握することを目的に、四半期毎に、景況調査を実施し、調査結果を区ホームページにて公表しています。

▶ ものづくり支援サイト
各種助成金の募集や、講座・セミナー開催のご案内など、品川区の産業支援策の情報をお知らせします。また、区内製造業のデータベースを掲載しています。
https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/

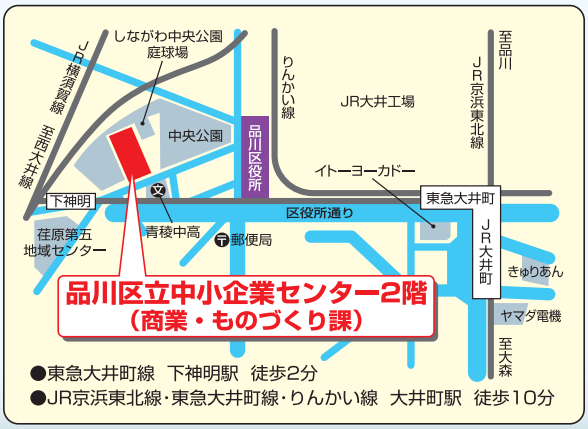

※上記内容に関するお問い合わせ

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係
電話 03-5498-6340